

## 地域計画（地域農業経営基盤強化促進計画）案に対する意見書の提出について

小樽市告示第77号で公告の地域農業経営基盤強化促進計画（案）について、利害関係人は令和7年3月24日までに意見書を提出することができます。

### 1 意見書の提出

小樽市産業港湾部農林水産課

小樽市花園2丁目12番1号 小樽市役所別館庁舎4階

0134-33-7432（ファックス番号）

[norin-suisan@city.otaru.lg.jp](mailto:norin-suisan@city.otaru.lg.jp)（電子メールアドレス）

### 2 意見書の提出にあたっての注意事項

#### （1）意見書の様式

添付の様式又は任意の様式で提出が可能です。

#### （2）意見書の表記等について

意見書は日本語表記に限ります。

任意の様式を使用する場合には、住所、氏名、連絡先、職業等を記載してください。

#### （3）提出方法

農林水産課へ直接持参、又は郵送（3月24日必着、※消印ではありません）、ファックス、電子メールのいずれかの書面での提出によることとし、電話、口頭での意見については、意見内容に差異が生じる場合がありますので、受付できません。

#### （4）意見書の公表

提出された意見書は、公表することがあります。ただし、特定の個人の認識がなされる個人情報、財産等を害するおそれがあるときは、公表の際に当該箇所を非公開とします。

#### （5）意見書の取り扱い

提出された意見書に対する個別での回答は行いません。処理の結果等については、地域計画（地域農業経営基盤強化促進計画）の公告により行います。